【相続登記が義務化されます（令和６年４月１日制度開始)】

令和６年４月１日から相続登記が義務化されます。現在、所有者不明の土地の増加が問題となっており、所有者不明の老朽化した建物がそのまま放置されることや公共工事の際に、所有者不明のため工事が遅れてしまうことがあります。高齢化が進む日本では、これからさらに所有者不明の土地が増えることが予想されており、相続登記を義務化にすることによって、円滑に町の整備が進むことが期待されています。

●相続登記の相談はどこにすればいいの？

相続登記は司法書士に依頼をするのが一般的です。あなぶき不動産流通では、相続した不動産を売却するお手伝いはもちろんですが、司法書士のご紹介も可能ですので、是非、お声がけください。